



2020年8月31日

各 位

会 社 名 ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
代表者名 代表取締役社長 濱村 聖一
(コード番号：6192 東証第一部)
問 合 せ 取締役執行役員 中山 史章
責 任 者 経営支援本部副本部長
(TEL. 03-5747-9800)

第16期有価証券報告書及び第17期第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日付で企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項の規定する有価証券報告書の提出期限延長（再延長）に係る承認申請書及び第17条の15の2第1項の規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる有価証券報告書及び四半期報告書

- ①第16期有価証券報告書（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）
- ②第17期第1四半期報告書（自 2020年5月1日 至 2020年7月31日）

2. 延長前の提出期限

- ①第16期有価証券報告書 2020年8月31日（月曜日）（延長後の提出期限）
- ②第17期第1四半期報告書 2020年9月14日（月曜日）（法定提出期限）

3. 延長が承認された場合の提出期限

- ①2020年9月30日（水曜日）
- ②2020年10月14日（木曜日）

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2020年7月28日付「当社における不適切な会計処理に係る特別調査委員会の設置に関するお知らせ」、同月31日付「第16期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ」、「第16期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認に関するお知らせ」及び同年8月17日付「特別調査委員会による調査の進捗に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、過去の費用計上に関して不適切な会計処理が行われていた可能性があることが判明し、かかる問題を調査するために特別調査委員会を設置いたしました。特別調査委員会による調査によって、2016年4月期に費用として計上すべきであった上場支援に係るコンサルタント報酬約880万円について当社関係者が保有している資料の調査等を行ったところ、この一部は2015年4月期の第三者を介した架空売上の資金循環のスキームの精算に関

係していることが判明いたしました。また、その他にも2015年4月期に第三者を介した資金循環のスキームを用いた、又は相手方に対して売上額と同等の経済的利得の提供を約する架空売上が存在する可能性が生じました。現時点では、これら架空売上の金額は約2,700万円になります。さらに、その他にも売上高のカットオフエラーや入会金売上の収益認識の妥当性、費用計上の先送りの懸念がある案件など複数の確認を要する取引が検出されています。

もともとの調査対象であった2016年4月期の880万円の支出に係る費用計上の問題と2015年4月期の約2,700万円の架空売上の問題とでは、問題の重要性が大きく異なります。当初は、実態と異なる名目での支出により費用として計上すべきであったものがソフトウェア資産として計上されたという疑義であり、また、経営陣の関与については、複数の取締役が稟議決裁に関係していたためにその認識を確認する必要があるという問題でした。ところが、新たな疑義は、費用計上の問題とは全く内容も質も異なる売上の架空計上の問題であり、当初の支出は第三者からの入金の精算スキームの一環でした。また、複数の売上の架空計上の疑義が生じている2015年4月期が当社の上場直前期であったこと、またこれら架空売上の約2,700万円は、これらの売上の粗利率を考慮すると、当該期の当社の連結営業利益約9,400万円及び連結当期純利益約4,800万円に対して、それぞれ17%以上及び34%以上になると見込まれます。さらに、経営陣の関与という観点でも、当初疑義において想定されていた稟議決裁への関与という範囲での問題を越え、上場直前期である2015年4月期の架空売上計上は経営陣の主導により行われたのか否かという質的に全く異なる問題となりました。

本日付で別途お知らせしているとおり、当社は、より透明性の高い枠組みで深度ある調査を行うために、本日付で、当社独立役員も委員となっている現在の特別調査委員会から、当社から独立した中立・公正な社外委員のみで構成される第三者委員会による調査へ移行することといたしました。

以上の次第により、当社独立役員も委員となっている現状の特別調査委員会から、当社から独立した中立・公正な社外委員のみで構成された第三者委員会に移行した上で、新たな疑義に対応して調査範囲を拡大した調査を行うことが必要となり、過年度の開示書類の訂正も要する見込みとなりました。また、監査法人においても、新たな疑義に対応するため、対応人数を増強した上で追加的な監査手続を拡大して実施することが必要となりました。その結果、延長後の提出期限の2020年8月31日までに第16期有価証券報告書を提出することが困難な見通しとなりました。また、それに伴い、2021年4月期の期首の確定が遅れることとなるため、第17期第1四半期報告書を提出期限の2020年9月14日までに提出することが困難な見通しとなりました。

以上から、当社は第16期有価証券報告書及び第17期第1四半期報告書の提出期限に係る承認申請書を関東財務局へ提出することといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

株主、お取引先を始めとする関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以上